

第 3 章 こうち戦略行動計画



本章では、100 年先を見据えた「生物多様性こうち戦略」の理念及び将来目標と計画期間を明確に位置づけます。そのうえで、前章に記載した課題に対応しつつ将来目標を達成するための4つのプランと 13 の取組及びその具体的な内容を示します。

3-1 戦略の理念

私たちは、これまで自分たちの生活の豊かさを求めるあまり、森や川、里、海などのかけがえのない自然に手を加え、便利な社会を手に入れてきました。しかし、その代償として失った自然や生きものは多大で、自然を元のように復元することは極めて困難であり、消えてしまった生きものが元に戻ることはありません。一方で、里などの自然は人間が持続的に利用することによって維持されてきたという側面もあり、地域の過疎高齢化や第一次産業の衰退など、自然環境の保全には社会的な問題も大きく関わっています。

前章に整理したとおり、本県においても生物多様性は危機に瀕する状況にあり、これを保全していくためには実に多くの課題があります。私たちの生活がいかに生物多様性に依存し影響を及ぼしているか、その影響の度合いなどについてはわかっていないことが未だ多いものの、強く関わっているであろうことに気づかされた今、私たちは本来の自然のあり方に理解を深め、課題と向き合っていかなばなりません。県民をはじめ、事業所や団体、教育機関など、それぞれの立場で一人ひとりができることを考え、本県の生物多様性の保全・再生に努めていく必要があるのです。

2024 改定戦略では、森・川・里・海・まちの健全なつながりや生態系のネットワークを重視して、地域が持続的に発展していくことを目指して掲げた以下の理念を引き続き掲げていくこととします。

基本理念

ふるさと のいのちをつなぐ
～豊かな生きものの恵みを受けて 美味しく 楽しく ずっと暮らそう高知県～

高知県の資源であり、貴重な財産でもある自然を、人の暮らしとの調和を図りながら守り、将来の子どもたちへとつないでいくことは、今を生きる私たちに課された使命です。

ふるさと高知のすべてのいのちをつなぎ、私たちの手で責任を持って未来へ。この理念にはそんな思いが込められています。

3-2 将来目標と計画期間

戦略によって目指す将来像は、多様な主体が協働・連携して具体的な行動を実践し、それによって地域が持続的に発展することで、現在よりもはるかに生物の多様性が豊かに維持されている社会こそがその姿といえます。したがって、戦略の具現化については長期的な視点が求められ、かつ息の長い取組が欠かせません。図 1-3-2 に生物多様性こうち戦略によって目指すべき姿のイメージを示します。本県は北に四国山地がそびえ、南には太平洋が開けており、森から川、里、海のつながりが分かりやすい地形となっています。このつながりを正常化することによって、水や物質の循環が維持され、生物多様性の再生・保全に直結します。このような姿が 50 年後、100 年後に当然のごとく存在している社会を目指していきます。

このため、戦略では 2014 年の策定から 100 年先（2114 年）を見据えた目標（目指すべき姿）を設定し、その目標達成のために 50 年後（2064 年）の中期目標（目指すべき姿）を設定しています。本改定では、新たな短期目標として、2034 年のあるべき姿を位置づけます。昆明・モンテリオール生物多様性枠組の 2030 ミッション及び国家戦略 2023-2030 を見据えて、生物多様性に資する具体的な行動が当たり前に定着し、回復軌道が明確になっている社会をイメージします（図 1-3-1）。この短期目標を達成するための 10 年間を当面の計画期間とし、社会情勢の変化などを考慮して予防的・順応的に取組を進めていくため、原則として 5 年目に戦略の見直しを行い、引き続き目標の達成に向けて、より実効性の高い取組を進めていきます。

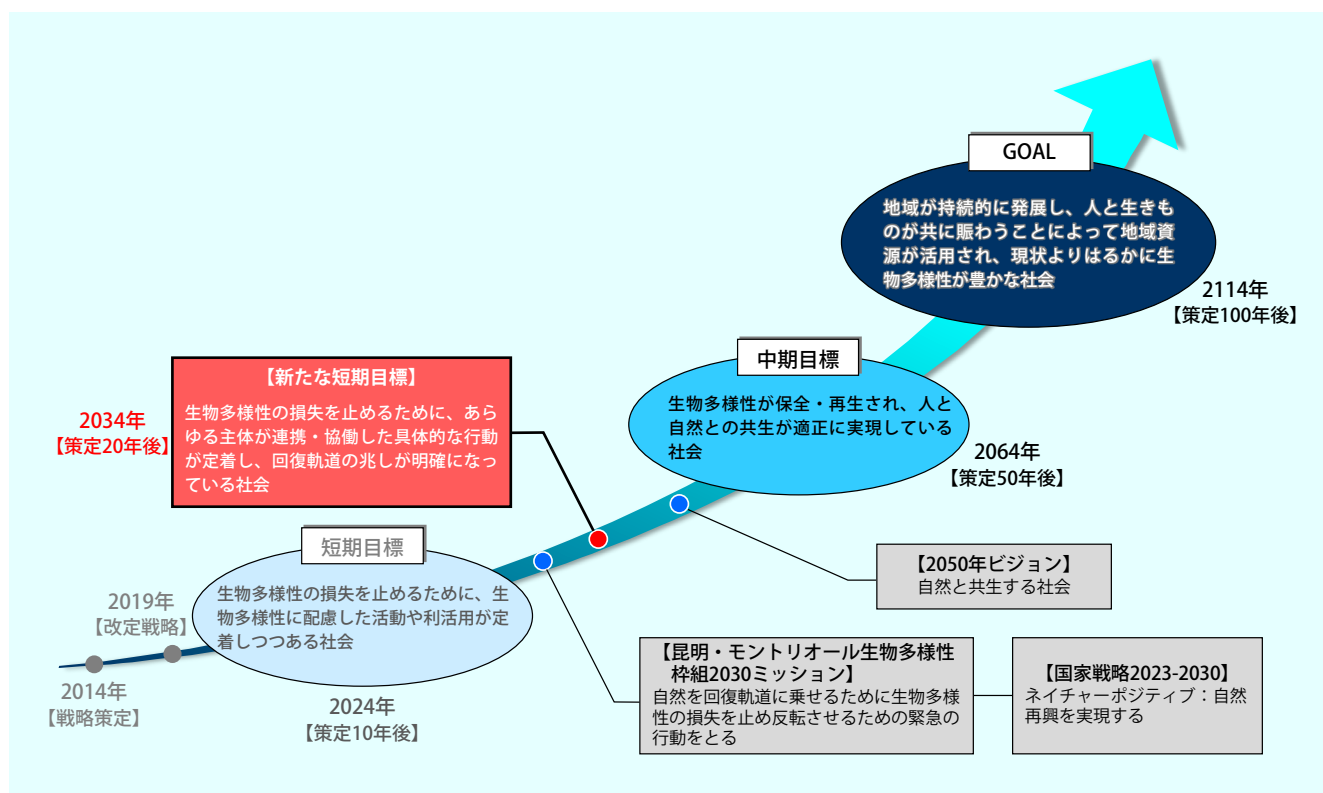


図 1-3-1 将来目標（目指すべき姿）と計画期間

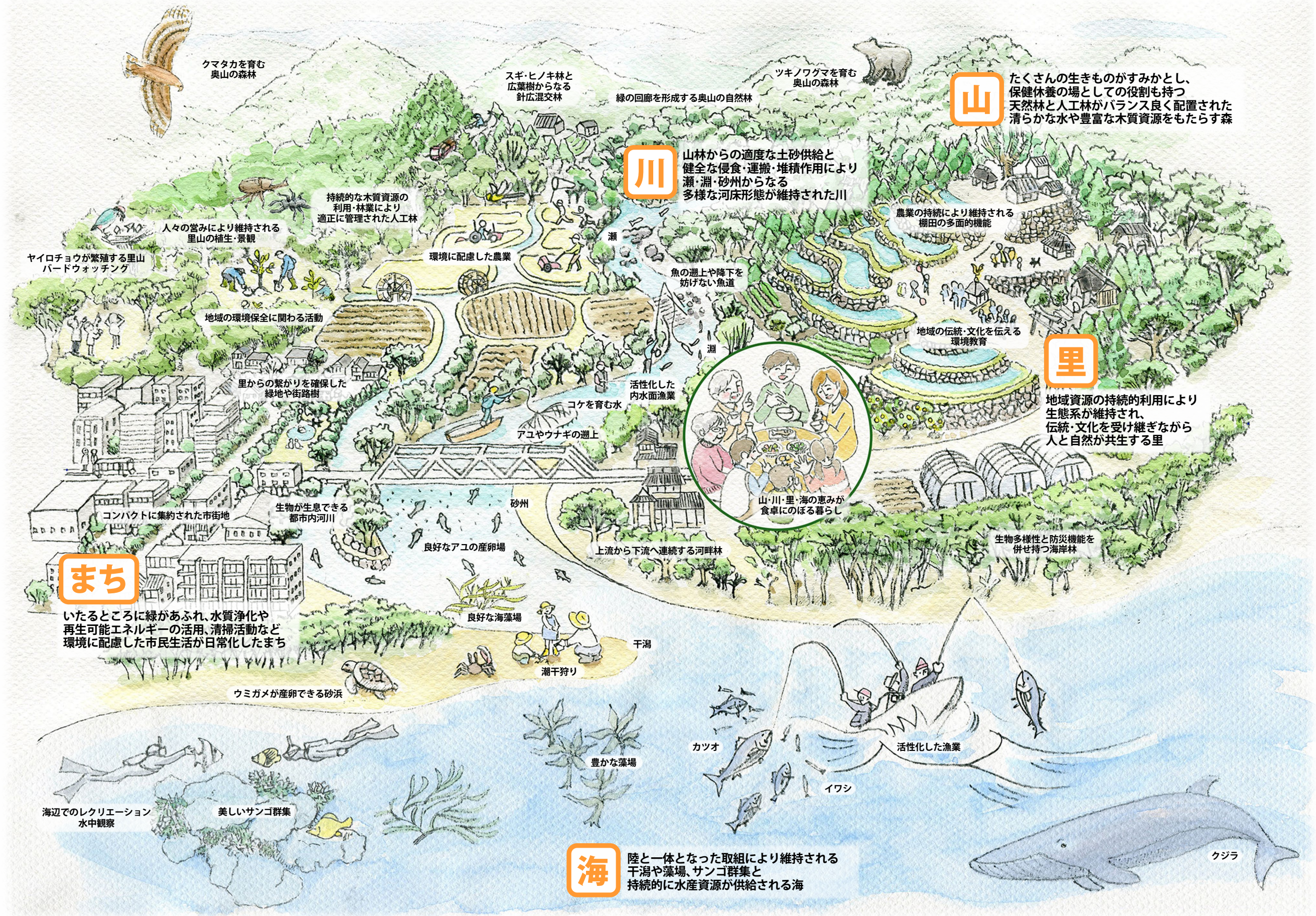


図 1-3-2 生物多様性こうち戦略によって目指すべき姿（イメージ図）

3-3 行動計画

戦略の推進にあたって、前戦略改訂後 5 年間における取組目標の達成状況を整理し、その結果を踏まえて短期目標達成に向けた行動計画を示します。

3-3-1 目標の達成状況

表 1-3-1 に示したとおり、前戦略改訂版では 28 の目標を設定してその達成を目指してきました。前戦略改訂後 5 年を経過し、現段階において達成されたのは、11 目標となっており、半数以上の目標が達成されていません。2024 改定戦略においては、この結果を踏まえて関係各課と連携を強め、前戦略と同様の目標指標に加え、新しい目標指標を掲げてその達成に努めていきます。

表 1-3-1 前戦略の目標と達成状況

	指標	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	達成度・ 達成状況	目標・目標値 (目標年度)
目標 1	生物多様性の認知度	61.8%					2023 年度 63.5%	80.0% (2023 年度)
目標 2	自然体験型観光施設 等利用者数	972 千人	1,038 千人	881 千人	1,399 千人	1,806 千人	122.6%	1,141 千人 (2021 年度)
目標 3	生物多様性戦略推進 リーダー登録者数	40 人	45 人	52 人	72 人	91 人	2023 年度 111 人	100 人 (2023 年度)
目標 4	高知県レッドリスト (動物編) の改訂						2017 年 10 月改訂	2016 年度末 改訂
	高知県レッドリスト (植物編) の改訂			2020 年度 改訂			○	2020 年度末 改訂
目標 5	集落活動センターの 設置数	49 か所	59 か所	62 か所	63 か所	65 か所	81.3%	80 か所 (2024 年度)
目標 6	協働の森・川・海づく り事業パートナーズ	森 63 件	森 63 件	森 65 件	森 66 件	森 68 件	○	新規の増加・ 更新の継続
目標 7	協定締結数	海 1 件	海 1 件	海 1 件	海 1 件	海 0 件	×	
目標 8		川 7 件	川 7 件	川 9 件	川 9 件	川 8 件	×	
目標 9	保安林の指定面積	115,415 ha	116,461 ha	116,871 ha	117,079 ha	117,200 ha	99.2%	118,133ha (2023 年度)
目標 10	有害鳥獣の年間捕獲 頭数 (ニホンジカ)	19,871 頭	19,414 頭	20,286 頭	21,708 頭	21,097 頭	84.4%	25,000 頭 (2022 年度)
目標 11	有害鳥獣の年間捕獲 頭数 (イノシシ)	17,845 頭	23,200 頭	20,281 頭	18,236 頭	21,383 頭	106.9%	20,000 頭 (2022 年度)
目標 12	設置済み防護柵によ る植生保護効果	88%	77%	73%	90%	85%	○	毎年 80%以上
目標 13	県内の温室効果ガス の総排出量 (電気の CO2 排出係数変動)	8,194 千 t-CO2	7,623 千 t-CO2	8,000 千 t-CO2	7,841 千 t-CO2	—	48.2%	5,980 千 t-CO2 (2030 年度)

	指標	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	達成度・ 達成状況	目標・目標値 (目標年度)
目標 14	県庁の事務事業に伴う温室効果ガス排出量	34,843 t-CO ₂	34,389 t-CO ₂	32,614 t-CO ₂	35,872 t-CO ₂	—	-71.9%	32,326t-CO ₂ (2025 年度)
目標 15	園芸用 A 重油の使用量 (石油代替エネルギーの活用)	40,000KL	40,000KL				○	50,000kl (2019 年度)
目標 16	県民 1 人当たりの 1 日のゴミ（一般廃棄物）排出量	961 g/日	971 g/日	958 g/日	955 g/日	—	×	883g/日・人 (2022 年度)
目標 17	戸建て住宅の木造率	92.7% 89.9% (全国)	92.9% 90.3% (全国)	93.5% 90.6% (全国)	92.9% 91.1% (全国)	93.0% 90.9% (全国)	○	全国平均以上
目標 18	FSC 森林認証制度の取得件数	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件	×	新規の増加・ 更新の継続
目標 19	SGEC 森林認証制度の取得件数	5 件	6 件	5 件	5 件	5 件	×	新規の増加・ 更新の継続
目標 20	農業産出額	1,170 億円	1,117 億円	1,113 億円	1,069 億円	—	98.1%	1,090 億円以上 (2021 年度)
目標 21	新規就農者数	271 人	261 人	217 人	213 人	214 人	66.9%	年間 320 人
目標 22	木材・木製品製造業出荷額等	214 億円	216 億円	192 億円	249 億円	—	109.2%	228 億円以上 (2023 年度)
目標 23	原木生産量	64.6 万 m ³	67.1 万 m ³	63.7 万 m ³	65.5 万 m ³	73.6 万 m ³	92.5%	79.6 万 m ³ (2023 年度)
目標 24	林業担い手数 (林業就業者数)	1,589 人	1,570 人	1,584 人	1,593 人	—	94.8%	1,680 人 (2025 年度)
目標 25	森の工場の拡大	72,799ha	74,334ha	76,696ha	82,951ha	85,541ha	101.5%	84,300ha (2023 年度)
目標 26	漁業生産額 (宝石サンゴを除く)	497 億円	471 億円	412 億円	451 億円	—	86.7%	520 億円 (2023 年度)
目標 27	水産加工出荷額	233 億円	246 億円	200 億円	224 億円	—	83.0%	270 億円 (2023 年度)
目標 28	土佐黒潮牧場数	15 基	15 基	15 基	15 基	15 基	○	体制維持 (機能強化)

注 1) 目標 1 は、県民アンケートの結果による。

注 2) 達成度は、目標年度または直近の数値を目標値で除したものの。ただし、目標 13、14 はそれぞれ基準年を 2013 年（9,577 千 t-CO₂）、2019 年（34,389t-CO₂）と定め、排出削減量に対する達成度を示している。目標 14 については、目標値は基準年から削減することとして設定していたが、実数は増加しているためマイナスの値となる。

注 3) / は、調査及び取組が行われていない年度。

— は、引き続き調査及び取組は行われているが、まだ明らかとなっていないもの。

○ は、目標年度または直近の数値によって目標を達成しているもの。

× は、目標に届かなかったもの。

濃い網掛けは、目標年度または直近の数値によって目標を達成していないもの。薄い網掛けは、達成までもう少しであったもの。又は目標年度が先のもの。

太字は、目標とした年度の実値。

3-3-2 行動計画

前項で掲げた将来目標を実現するには、県民、事業所、教育・研究機関、NPO 等民間団体、県、市町村など、各主体が協働・連携してさまざまな取組を進めていく必要があります。2024 改定戦略では、今後の 10 年間（2024 年度～2033 年度）で取り組む内容を、大きく 4 つのプラン（大項目）に分け、各プランを合計で 13 の取組（中項目）に区分して整理しています。さらに、取組（中項目）毎に、行動計画として取り組む事項（小項目）を掲げています。

PLAN 1 知る・広める >>> 生物多様性の価値を把握し、社会全体で共有する

- 取組 1-1 生物多様性の普及・啓発
- 取組 1-2 地域の生物多様性から学ぶ教育の推進
- 取組 1-3 身近な自然とのふれあいの場の整備と五感で感じる機会の提供

PLAN 2 つなげる >>> 生物多様性を支え、次世代につなぐ仕組みと基盤をつくる

- 取組 2-1 生物多様性の調査と研究
- 取組 2-2 生物多様性保全・回復のための体制の強化

PLAN 3 守る >>> 自然環境の保全と回復を図る

- 取組 3-1 すぐれた自然環境の保全と管理
- 取組 3-2 希少野生動植物等の保護と管理
- 取組 3-3 特定鳥獣の個体数管理と外来生物対策の推進
- 取組 3-4 生物多様性に配慮した公共工事等の取組の推進
- 取組 3-5 地球温暖化の防止や循環型社会の構築へ向けた取組の推進
- 取組 3-6 生態系の健全性を回復させる取組の推進

PLAN 4 活かす >>> 生物多様性の恵みを活かした地域産業の持続と活性化を促進する

- 取組 4-1 生物多様性に立脚した地域資源の活用促進
- 取組 4-2 生物多様性に密接な関係を有する第一次産業の強化

次頁から記載する生物多様性に関する取組は、分野横断的で幅広い領域が関係するため、数多い行動計画を掲載しています。そうしたなか、生物多様性の保全を推進するうえでより効果的な取組が進むことを期待して、必要性、緊急性が高いものや波及効果が大きいものを重点項目に設定し、各行動計画の左に☆印を附しています。

◇重点項目表示方法の例示

PLAN 1 知る・広める ▶▶ 生物多様性の価値を把握し、社会全体で共有する

私たちの生活は生物多様性と深く関わり合っています。しかし、日々の暮らしの中で自然と接する機会が減少するなか、一般的に生物多様性の価値に対する認知度は低く、生きものの豊かさを守ることの重要性が十分に浸透しているとは言えません。

そうしたことから、生物多様性の意義や生物多様性との関わり方などを社会に浸透させるためには、研修会の開催や地域の自然や生きものを通じた環境教育の実施など多面的な普及・啓発活動を継続的に行う必要があります。

目標指標（モニタリング項目）	現状値	目標値
生物多様性の認知度	63.5% (2023 年度)	100% (2028 年度)
自然体験型観光施設等利用者数	1,806 千人 (2022 年度)	2,387 千人 (2027 年度)

取組 1-1 生物多様性の普及・啓発

生物多様性の意義などについて社会的理解を高めるため、生物多様性の保全活動の事例などについて情報発信に努めるとともに、生物多様性に関する研修会やイベント等の開催などの普及啓発活動に取り組みます。

（１）情報発信

☆① ホームページや広報誌等さまざまな媒体を通じて、生物多様性の保全活動の取組事例、清掃・間伐などのボランティア活動やイベントの開催案内等の情報を発信します。

（２）市町村や事業所関係者等への研修会の開催

☆① 市町村における生物多様性地域戦略の策定を目指して、市町村職員を対象にした研修会を開催します。

☆② 県民や事業者等を対象に、生物多様性を学ぶための研修会やイベント、生物多様性を考えるきっかけを増やすための環境や生きものをテーマにした写真や作文などのコンクール等を開催します。

重点項目

生物多様性の保全を推進するうえで、必要性・緊急性が高いものや波及効果が大きいもの

PLAN 1 知る・広める ▶▶ 生物多様性の価値を把握し、社会全体で共有する

私たちの生活は生物多様性と深く関わっています。しかし、日々の暮らしの中で自然と接する機会が減少するなか、一般的に生物多様性の価値に対する認知度は大きく伸びてはおらず、生きものの豊かさを守ることの重要性が十分に浸透しているとは言えません。

そうしたことから、生物多様性の意義や生物多様性との関わり方などを社会に浸透させるためには、研修会の開催や地域の自然や生きものを通じた環境教育の実施など多面的な普及・啓発活動を継続的に行う必要があります。

目標指標（モニタリング項目）	現状値	目標値
生物多様性の認知度	63.5% (2023 年度)	100% (2028 年度)
自然体験型観光施設等利用者数	1,806 千人 (2022 年度)	2,387 千人 (2027 年度)

取組 1-1 生物多様性の普及・啓発

生物多様性の意義などについて社会的理解を高めるため、生物多様性の保全活動の事例などについて情報発信に努めるとともに、生物多様性に関する研修会やイベント等の開催などの普及啓発活動に取り組みます。

（１）情報発信

☆① ホームページや広報誌等さまざまな媒体を通じて、生物多様性の保全活動の取組事例、清掃・間伐などのボランティア活動やイベントの開催案内等の情報を発信します。

（２）市町村や事業所関係者等への研修会の開催

☆① 市町村における生物多様性地域戦略の策定を目指して、市町村職員を対象にした研修会を開催します。

☆② 県民や事業所等を対象に、生物多様性を学ぶための研修会やイベント、生物多様性を考えるきっかけを増やすための環境や生きものをテーマにした写真や作文などのコンクール等を開催します。

取組 1-2 地域の生物多様性から学ぶ教育の推進

生物多様性について学ぶことができるように、学校や事業所等における、地域の自然や生きものと生活や歴史、文化、伝統産業などとの関わりを学ぶ体験学習や観察活動などの環境教育を推進します。

(1) 環境教育の充実

☆① 地域の自然や生きものと生活や歴史、文化、伝統産業などとの関わりを学ぶ環境学習に係る講師の派遣、紹介や生物多様性に関する資料の配付などにより、学校や事業所等における環境教育の効果的、効率的な実施を推進します。

取組 1-3 身近な自然とのふれあいの場の整備と五感で感じる機会の提供

森・川・海等の自然環境を環境教育の場として活用し、身近な自然や生きものにふれながら、五感を通じて生物多様性を学ぶことができるように、人と自然がふれあう場の整備や人と自然がふれあう機会の提供を推進します。

(1) 人と自然がふれあう場の整備と活用

- ① 自然公園や四国のみちの景勝地を保護するとともに、適正な利用が図られるよう管理し、利用の促進を図ります。
- ② 公共空間である親水公園や都市公園などを人と自然がふれあう場として活用できるように、生態系に配慮して設置、維持管理します。

(2) 人と自然がふれあう機会の提供

- ① 環境教育の場として、森・川・海等の自然環境を活用した取組を推進します。
 - ② 県民や事業所等が自然や生きものにふれる機会を増やすため、生きものの観察会、ネイチャーゲーム、間伐体験、作物の収穫体験などを推進します。
 - ③ 生きものなどを見て、ふれて、学ぶことのできる動・植物園やその他の体験学習施設を、生物多様性を知る学ぶ場として活用します。
- ☆④ グリーン・ツーリズムなどの滞在型の余暇活動や地域の特色を活かし、自然を体感することができる観光を推進します。

PLAN 2 つなげる ▶▶ 生物多様性を支え、次世代につなぐ仕組みと基盤をつくる

生物多様性の保全と持続的な利用にあたっては、生きものの生息情報等の基礎的なデータの収集が極めて重要です。自然や生きものが、自分たちの暮らしや産業活動、あるいは文化や歴史などどのように関わっているのかを理解するためには、自分たちの地域の自然や生きものの様子を知ることがとても大切です。

また、さまざまな主体による生物多様性の保全に向けた活動を持続的に行うには、指導的役割を担う人材の育成や主体間の連携を図る仕組みが必要です。

目標指標（モニタリング項目）	現状値	目標値
生物多様性こうち戦略推進リーダー登録者数	111 人 (2023 年度)	150 人 (2028 年度)
高知県レッドリスト（動物編）の改訂 高知県レッドリスト（植物編）の改訂	(2017 年度) (2020 年度)	(2027 年度末) (2030 年度末)
集落活動センターの設置数	65 か所 (2022 年度)	83 か所 (2027 年度)
協働の森・川・海づくり事業パートナーズ 協定締結数	森・海：68 件 川：5 件 (2022 年度)	新規の増加・ 更新の継続

取組 2-1 生物多様性の調査と研究

生物多様性の保全に必要な基礎的なデータを得るため、在来野生動植物や外来生物の生息・生育状況などに関する調査と研究に取り組めます。

（1）野生動植物の生息・生育等に関する基礎データの収集

- ☆① 環境の変化に応じて、県内の絶滅のおそれのある野生生物の生息状況等を取りまとめた高知県レッドリスト、高知県レッドデータブックの改訂に努めます。また、改訂にあたっては、陸域に加えて海域の野生生物も視野に入れ、絶滅のおそれを可能な限り定量的に評価します。
- ☆② 生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めるための基礎データを得るため、県内の生物の生息・生育状況や食害、大量死等の被害状況などについて調査・分析を行います。

(2) 外来生物の侵入・定着等に関する基礎データの収集

- ☆① 「高知で注意すべき外来種リスト」をもとに、在来の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種の侵入・定着状況等について調査し、必要に応じて防除に向けた取組を検討します。

(3) 動植物の生息・生育環境に関する基礎データの収集

- ① 県内の主要河川の水質や CO₂ 排出量などの野生動植物の生息・生育に影響が強い環境要素について、調査・分析を行います。

(4) 動植物の標本の保管

- ① 動植物の特徴等を把握するために特に重要な標本については、環境教育での利用や、後世に研究素材を継承するためにも貴重な材料となり得ることから、動植物園、水族館を含む博物館等において適切に管理・保管するとともに、今後の適切な管理・保管に向けた仕組み作りの検討を進めます。

取組 2-2 生物多様性保全・回復のための体制の強化

生物多様性の価値などを地域に浸透させ、生物多様性の保全や再生への持続的な取組を促進させるため、地域で生物多様性の普及・啓発や学習を行う際に中心的、指導的役割を担う人材を育成します。また、生物多様性に関する情報の共有や交流活動を促進させるため、さまざまな関係者をさまざまな形でつなげるための仕組みづくりを行います。

(1) 生物多様性の普及・啓発を担う指導的人材の育成

- ☆① 生物多様性の価値や必要性等について、地域に根ざした普及・啓発を行い、環境学習の講師や地域の自然・文化などのガイドなどを行っている者を生物多様性こうち戦略推進リーダーとして育成し、その活動を支援します。
- ☆② 環境保全や環境教育に取り組む主体に対して、生物多様性こうち戦略推進リーダーがより効果的に助言及び協力できるよう、新しい知識や更なる技術向上を図るための研修等を行うことで、リーダー自身のスキルアップを目指します。
- ☆③ 学校や事業所等において環境教育や環境保全活動などが効果的に実施されるよう、教員や民間企業に勤めている方、あるいは環境ボランティアに携わる方に対する研修を充実させ、指導的役割を担う人材を育成します。

（２）生物多様性を推進する組織体制の整備

- ☆① 県民や事業所等の環境保全活動などを支援するため、環境活動支援センターえこらぼによる環境学習の講師の派遣・紹介や助成金の情報提供などの活動の充実を図ります。なお、行政による支援措置については、生物多様性に関する取組に活用しやすいような工夫を行います。
- ② 多様な主体の参画による生物多様性の保全の促進を図るため、環境先進企業との連携による環境保全等の取組を促進し、協働の森・川・海づくりパートナーの拡大を図ります。
- ③ 森、谷川、溜池、用水路、水田、畑、鎮守の森などからなる里山の自然環境が生物多様性を育むことを認識し、これを維持するため、集落活動センターの設置を推進するなど、中山間地域集落の活性化、コミュニティ機能の維持・再生を図ります。



3 守る ➡ 自然環境の保全と回復を図る

森・川・里・海・まちの生態系のつながりや生態系のバランスを保ち、生態系サービスを将来にわたって持続的に享受できるようにするには、森・川・里・海・まち、それぞれの環境や生きものの多様性を守る必要があります。

環境や生きものの多様性を守るには、多様な生態系が適正に維持されるような行動を選択するとともに、生物多様性の保全の図られている区域を拡張する必要があります。また、希少な野生動植物の保護や生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種の駆除、野生鳥獣による被害の防止、地球温暖化の防止などの取組も進めることが重要となります。

目標指標（モニタリング項目）	現状値	目標値
県内の保護地域及び OECM の面積割合	9.9% (2023 年度)	25%以上 (2028 年度)
自然共生サイト登録件数	3 件 (2023 年度)	10 件以上 (2028 年度)
保安林の指定面積	117,200ha (2022 年度)	119,529ha (2028 年度)
有害鳥獣の年間捕獲頭数 ニホンジカ	21,097 頭 (2022 年度)	25,000 頭 (2026 年度)
有害鳥獣の年間捕獲頭数 イノシシ	21,383 頭 (2022 年度)	20,000 頭 (2026 年度)
設置済の防護柵による植生保護効果	84.6% (2022 年度)	毎年 80%以上
県内の温室効果ガスの総排出量 (電気の CO ₂ 排出係数変動)	7,841 千 t-CO ₂ (2021 年度)	5,980 千 t-CO ₂ (2030 年度)
県庁の事務事業に伴う温室効果ガス排出量	35,872t-CO ₂ (2021 年度)	32,326t-CO ₂ (2025 年度)
園芸用 A 重油の使用量 (石油代替エネルギーの活用)	40,000kl (2019 年度)	39,300kl (2027 年度)
県民 1 人あたりの 1 日の家庭ゴミ（一般廃棄物） 排出量	599 g／日・人 (2021 年度)	537 g／日・人 (2025 年度)
戸建て住宅の木造率	93.00% (2022 年度)	全国平均以上

取組 3-1 すぐれた自然環境の保全と管理

森・川・里・海・まちにおける環境と生きものの多様さを守り、多様な生態系による多様な生態系サービスの維持増進を図るための取組を推進します。

【森】

(1) 多様な樹種、林齢を有する森林の管理

- ☆① 人工林については、主林木の健全な生長と下層植生の繁茂等を促進するため、適切な間伐施業を推進します。
- ☆② 伐採跡地の更新などの障害となっているニホンジカによる食害等の獣害被害の防止を推進します。
- ③ 若齢林の少なさを解消して森林生態系の多様さを回復させるとともに森林吸収源としてCO₂吸収量の増大を図るため、年間成長量の少ない高林齢の人工林の伐採と再生林を促進します。また、こうした伐採においては、周辺環境に配慮する事項などを示した「皆伐と更新に関する指針」に基づく施業を促進します。
- ④ 公益的機能を高度に発揮させる必要のある森林については保安林に指定して機能保全に努めます。
- ⑤ 林道等の開設にあたり、線形、工法等を検討する際は、周辺の生態系への影響に配慮するとともに、災害の発生源とならないよう努めます。

【川】

(1) 清流の保全

- ① 四万十川・仁淀川・物部川をはじめとした豊かな水環境を保全し、次世代に引き継ぐために、高知県清流保全条例等に基づき、清流保全活動の推進と進行管理に努めます。
- ☆② 土砂流入による河川の濁りを軽減するため、浅水代かきの普及を進めるとともに、森林整備や治山工事の推進、高濁度水の早期放流などの実施により、土砂流出量の軽減や濁水発生期間の縮減に努めます。

(2) 生態系に配慮した河川環境の管理

- ☆① 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために多自然川づくりを推進します。
- ② 中州や河川敷への車の乗り入れ等の抑制や本来の植生（カワラナデシコ、カワラヨモギ等の群落）の再生などにより、ヒバリやコアジサシなどの営巣地の確保に努めます。

- ③ 河川の自然環境を保全するため、外来植物や外来魚の侵入防止や駆除、放置艇の撤去、清掃活動などを推進します。

【里】

（１）周辺環境に配慮した基盤整備と営農

- ☆① 生物多様性に配慮した農用地の整備などを推進し、自然環境の保全や良好な景観の形成等の多面的機能の発揮を図ります。
- ② 土着天敵等を活用した病害虫防除や化学肥料・農薬の使用削減、資源の循環利用による土づくりなど、環境への負荷軽減に配慮した農業を推進します。
- ③ 収穫しない作物の除去や農地周辺の草刈りなど、有害鳥獣を集落に寄せつけない環境整備を推進します。

（２）里地里山の保全

- ☆① 生きものの生息・生育の妨げとなっているものの除去や生息空間の確保などにより、メダカやホタルなど身近な生物の生息・生育地や景観などの整備・保全に努めます。

【海】

（１）干潟など独特な生態系の保全

- ① 独特な生態系を形成している干潟・内湾や河川生態系とつながりの強い河口域、汽水域などの生態系の再生・保全・維持に努めます。

（２）生息環境の整備

- ☆① 磯焼けによる生態系の劣化を食い止めるため、オニヒトデやサンゴ食巻貝類、ナガウニ類、藻食性魚類（ブダイなど）など、造礁サンゴや海藻を食する生物の生息密度を監視し、正常な密度の維持を図ります。
- ② 海岸・海底の清掃活動を推進します。
- ③ 海の生態系に配慮して、津波・高潮・波浪による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び適正な利用を図ります。
- ④ ウミガメ類の活動期に砂浜への車両の乗り入れをしないよう啓発するなど、保護活動を推進します。

（３）環境への負荷が少ない漁業

- ☆① 資源状況に応じて禁漁区、禁漁期間を設けるなどの資源管理を行うなど、環境への負荷が少ない漁業を推進します。

【まち】

（１）市街地空間における生きものの生息・生育環境の整備

- ① 市街地周辺でも野鳥等の多様な生きものが見られることから、清掃活動や緑化活動等による生きものの生息環境の保全を推進します。

（２）日常生活による環境負荷の軽減

- ① 下水道や浄化槽の整備による生活排水対策により、まちの中の河川環境（水質、水辺等）の改善を促進します。
- ② 環境にやさしい公共交通や次世代自動車の利用など、日常生活における環境保全活動を推進します。

取組 3-2 希少野生動植物等の保護と管理

希少野生動植物の不当な採捕の防止や保護区等の見直しなどにより、希少野生動植物等の保護と管理を行います。

（１）希少野生動植物等の保護と管理

- ☆① 高知県希少野生動植物保護条例、高知県うみがめ保護条例、高知県文化財保護条例、第 13 次高知県鳥獣保護管理事業計画などを周知し、不当な採捕を防止します。
- ② 特別天然記念物や希少野生動植物等の保護活動を効果的に行うために、希少野生動植物保護専門員や鳥獣保護員、保護活動団体、関係機関等との連携を図ります。また、保護指導員等の知識や経験等の共有、研鑽を図るために、研修会等を実施します。
- ☆③ ニホンジカ生息地帯では、必要に応じ防鹿柵を設置・管理し、希少植物を保護します。
- ④ 天然記念物の保全のため、巡視や状況把握を行うとともに、国指定・特別天然記念物ニホンカモシカについては、保護と食害防止の両立を図る施策に取り組みます。

（２）希少野生動植物等の保護区の設定等

- ☆① 高知県希少野生動植物保護条例に基づく高知県指定希少野生動植物種及び保護区について、実態を踏まえて適宜見直し・追加を行います。
- ② 希少野生鳥獣の繁殖地や渡来地など、重要な区域を鳥獣保護区に指定します。
- ③ 開発行為を行う場合は、計画段階から開発行為区域周辺における希少野生動植物の生息・生育の環境への負荷について調査を行うように努め、希少野生動植物へ与える影響を回避または低減するよう努めます。

取組 3-3 特定鳥獣の個体数管理と外来生物対策の推進

地域の生態系に著しい影響を及ぼすおそれのある特定鳥獣や侵略的外来生物について、普及啓発及び個体数管理や駆除などを推進します。

(1) 特定鳥獣対策の個体数管理

- ☆① 特定鳥獣保護管理計画等に基づき、個体数管理等を行うとともに、地域における捕獲隊の組織化、隣接市町村や隣接県と連携した一斉捕獲、防護柵の設置などの被害の実情に合わせた対策を講じます。
- ② 有害鳥獣の効果的な駆除を実施するために、新たな担い手（狩猟者等）を育成します。

(2) 外来生物対策の推進

- ① 外来生物の周知や外来生物の侵入・定着の防止ため、外来生物対策マニュアル（国作成）の普及に取組みます。
- ☆② 人的危害を及ぼすおそれのある特定外来生物や、外来魚等の駆除、侵入対策などに取り組みます。【セアカゴケグモ、ヒアリ】
- ③ ペットとして飼養している外来生物が逃げ出したり、飼い主が遺棄することにより、野生定着することで生態系に悪影響を及ぼす可能性があることから、ペット等の遺棄防止などの適正飼養についての啓発を行います。

取組 3-4 生物多様性に配慮した公共工事等の推進

周辺環境に著しい影響を及ぼす可能性のある公共工事等の実施にあたっては、周辺の環境や動植物などへの配慮に努めます。

また、一定規模以上の公共工事等については、環境影響評価制度や文化環境評価システムを活用し、周辺環境や動植物などへの配慮について、実施主体に対して必要に応じて意見を述べ、公共工事等による環境負荷の低減に万全を期します。

(1) 環境アセスメントの実施、文化環境評価システムの活用

- ① 環境影響評価法や高知県環境影響評価条例あるいは文化環境評価システムの対象となる公共工事等については、周辺の環境や動植物などについて調査を行うとともに、知見を有する専門家に相談できる体制を整備するなど、工事による影響の回避、低減に努めます。

取組 3-5 地球温暖化の防止や循環型社会の構築へ向けた取組の推進

動植物の生育・生息環境を保全するため、地球温暖化の防止や循環型社会の構築に向けた各種の取組を推進し、自然や資源を活かし、豊かに暮らす脱炭素社会の実現を目指します。

（１）地球温暖化の防止や循環型社会の構築

- ① 日照時間の長さや豊富な降水量、豊富な森林資源を活用した太陽光発電、小水力発電、木質バイオマス発電等の再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ② 家庭での省エネ活動、エコオフィス活動やエコアクション 21 の取組、市町村における地球温暖化対策実行計画の策定を促進します。
- ③ 温室効果ガスの吸収源として森林整備を推進するとともに、カーボンニュートラルに貢献し再生産可能な木造建築物や木質バイオマス発電への利用の拡大、森林の CO2 吸収等に由来するクレジットを活用したカーボン・オフセットの普及を推進します。
- ④ 環境への負荷が少ない循環型社会を実現するため、各種リサイクル法・グリーン購入法に基づくリデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の 3 R や、県民との協働による不法投棄の防止、美化活動を推進します。

取組 3-6 生態系の健全性を回復させる取組の推進

2030 年までのネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けた 30by30 目標の達成を目指すため、自然公園をはじめとした既存の保護地域や自然共生サイト（OECM）の認定制度による保全を推進します。

（１）30by30 目標達成に向けた取組の普及啓発

- ☆① 県内における 30by30 目標達成に向けた取組を促進するため、30by30 目標やそれに係る取組等の普及啓発に取り組みます。

（２）自然共生サイト認定制度による保全の推進

- ☆① 自治体や企業等が所有する森林・緑地等のうち、生物多様性保全に資する区域を自然共生サイトに認定する取組を推進します。

PLAN 4 活かす ▶▶ 生物多様性の恵みを活かした地域産業の持続と活性化を促進する

私たちの豊かな暮らしを守るため、生物多様性は保全だけではなく、その恵みを持続的に活用することにも意義があります。持続可能なあり方で、生きものの豊かさを地域資源として活かすとともに、地域の特色のある景観や食文化あるいは伝統産業などの継承・振興を図ることが大切です。

特に、農業をはじめとする第一次産業は、自然の循環機能を利用し、動植物を育みながら営んでいくもので、多くの生きものにとって貴重な生息・生育環境を提供するなど生物多様性の保全に貢献しています。生物多様性と産業活動との関係性は多面的です。自然の再生能力を上回るような資源利用（オーバークース）などは生物多様性の損失を招きます。一方で、行うべき適正な管理を行わない、全く利用しない（アンダーユース）は結果的に生物多様性の損失を招く場合があります。

このように、生物多様性と密接に関わる第一次産業の維持・発展に向けた取組を促進します。

目標指標（モニタリング項目）	現状値	目標値
FSC 森林認証制度の取得件数	2 件 (2022 年度)	新規の増加・ 更新の継続
SGEC 森林認証制度の取得件数	5 件 (2022 年度)	新規の増加・ 更新の継続
農業産出額	1,069 億円 (2021 年度)	1,224 億円 (2027 年度)
新規就農者数	214 人 (2022 年度)	320 人 (2027 年度)
木材・木製品製造業出荷額	249 億円 (2021 年度)	255 億円以上 (2027 年度)
原木生産量	73.6 万 m ³ (2022 年度)	85 万 m ³ 以上 (2027 年度)
新規就業者数（林業）	142 人 (2021 年度)	200 人 (2027 年度)
再造林率	38% (2021 年度)	70%以上 (2027 年度)
漁業生産額（宝石サンゴを除く）	451 億円 (2021 年度)	520 億円以上 (2027 年度)
水産加工出荷額	224 億円 (2021 年度)	284 億円以上 (2027 年度)
新規就業者数（漁業）	53 人 (2022 年度)	60 人 (2027 年度)
土佐黒潮牧場数	15 基 (2022 年度)	体制維持 (機能強化)
マリン・エコラベル・ジャパンの認証件数	10 件 (2023 年度)	20 件 (2028 年度)

取組4-1 生物多様性に立脚した地域資源の活用の促進

地域の特色のある自然や生きものに支えられてきた伝統的な文化や産業の継承と振興を図るとともに、地域における生物資源利用の向上を図ります。

（１）伝統的な文化や産業の継承や振興

- ① 自然の恵みを受け取りながら成立してきた高知県の食文化が第一次産業や観光資源とも密接に関わっていることを認識し、食文化の継承と振興を図ります。
- ② 地域本来の潜在的な自然植生を残している鎮守の森や境内林、野生生物をモチーフとする祭祀や祭事、民話、民間薬などの伝統文化は、高知県の豊かな生物多様性に支えられたものであることを認識し、それぞれの由来や価値等を広く伝えながら継承します。
- ③ 豊かな地域の資源に恵まれて継承されてきた土佐和紙や土佐珊瑚などの価値と技術を後世に伝えていくため、後継者育成研修の実施などにより伝統産業の後継者の確保を図ります。

（２）生産資源利用の向上

- ☆① 地域に固有の在来種について、他地域の同類種との遺伝子的交雑等を回避するため、在来種の遺伝資源の保存等を推進します。
- ② 生物多様性に配慮して生産・収穫された一次産品やその加工品などの利用を推進します。
- ③ 獣害被害の軽減と地域振興を図るため、有害鳥獣の有効活用に向けて、ジビエ研究会の活動などを通じて、ニホンジカ等の肉を利用したジビエ料理を普及します。
- ④ 未利用あるいは利用が低下した地域の生物資源の活用を促進するため、集落活動センターの活動などを通じて、新商品の開発や新規事業の立ち上げ等を推進します。

取組4-2 生物多様性と密接な関係を有する第一次産業の強化

生物多様性と密接な関係を有する第一次産業の持続可能な振興を通じて、生物多様性の保全を図ります。

（１）農業

- ☆① 新たな担い手を確保するとともに、その経営力を強化し地域の核となるような企業的経営体を育成するため、農地の集積や施設整備等を支援します。
- ② 生物多様性に配慮した農用地の整備などを推進し、自然環境の保全や良好な景観の形成等の多面的機能の発揮を図ります。【再掲】

- ③ 農地・農業用水等の資源や環境の保全と質的向上を面的に図る観点から、集落ぐるみの営農活動を継続して支援します。
- ④ 土着天敵等を活用した病虫害防除や化学肥料・農薬の使用削減、資源の循環利用による土づくりなど、環境への負荷軽減に配慮した農業を推進します。【再掲】
- ⑤ 南国ならではの特性を活かしたIPM技術の導入や有機農業の推進等による環境保全型農業への取組を進め、高付加価値農産物の生産拡大を図ります。
- ⑥ 農産物のブランド化や農林水産物直販所等を活用した地産地消・地産外商の取組を推進します。

（２）林業

- ① 新たな担い手を確保するために、新規就業の促進に加え、都市部からの移住促進や、山林所有者が山を自ら手入れする自伐林家等を育成し、支援します。
- ② 環境に与える負荷の少ない持続可能な林業経営に努めるとともに、森林の管理や伐採が、環境や地域社会に配慮して行われているかどうかを評価するFSC森林認証やSGEC森林認証の取得を促進します。
- ③ 適切な管理が行われていない森林の経営管理を市町村が行う森林経営管理制度の円滑な運用を推進します。
- ④ 若齢林の少なさを解消して森林生態系の多様さを回復させるとともに森林吸収源としてCO₂吸収量の増大を図るため、年間成長量の少ない高林齢の人工林の伐採と再生林を促進します。また、こうした伐採においては、周辺環境に配慮する事項などを示した「皆伐と更新に関する指針」に基づく施業を促進します。
- ⑤ 森林資源が適切に活用されるよう、CLTの普及等により非住宅建築物への木材利用を促進するとともに、未利用間伐材や低質材などの木質バイオマスの利用拡大を推進します。
- ⑥ 生産技術向上研修等の開催による品質の向上と担い手の確保、販売促進及び新たな生産品目の掘り起こしによる競争力向上などより、中山間地域の特色を活かした特産林産物の生産拡大を図ります。

（３）水産業

- ① 新たな担い手を確保するために、新規就業・異業種からの参入を促進するとともに、生物多様性に配慮し、長期的視点に立った漁業計画を策定できる指導者・技術者の確保と育成に努めます。
- ② 燃料の削減に貢献し、二酸化炭素の排出削減に効果のある土佐黒潮牧場の体制維持と機能強化を図ります。
- ③ 環境への負荷が少なく効率的な漁業を推進するとともに、資源と生態系の保護に取り組む漁業や製品を認証するマリン・エコラベル・ジャパンの認証水産物の消費拡大を図ります。

3-3-3 県民をはじめとする各主体の取組

前項に掲げた多くの取組は、主に県が主体的に実施するものです。しかし、本県の生物多様性の保全・再生を進めていくためには、県民の皆さんをはじめとして、事業所、教育・研究機関、NPO 等民間団体及び市町村についてもその役割に応じた取組を実施していく必要があります。

以下に、各主体に期待される取組について整理します。なお、これらの取組は一例であり、生物多様性保全・再生に係る取組はたくさんあるものと想定されます。本戦略をベースにして、それぞれの立場から具体的な行動に移していくことが大切です。

(1) 県民の取組

県民は、一人ひとりが日常の暮らしと生物多様性が密接に関わり合っていることを認識するとともに、他の主体と協力・連携し、生物多様性への負荷が少ない生活様式の実現に向けて自主的に行動することが求められます。また、自分たちが暮らす地域において生物多様性を豊かにする活動などに積極的に参加し、自然の大切さを広め伝えていくことが期待されます。

■ 取組事例

- ① 身近な生きものや自然に関心をもち、生物多様性保全の重要性を理解する。
- ② 自然環境の保全・再生を目的とする保全活動や環境学習・観察会、イベント等に積極的に参加する。
- ③ 希少野生動植物のむやみな捕獲・採取等をしないなど、法令を守り、保護に協力する。
- ④ 生きものは最期まで責任を持って飼育する。
- ⑤ 外来生物の被害予防 3 原則（入れない、捨てない、拡げない）の徹底と駆除に協力する。
- ⑥ 里地里山の自然が豊かな生態系を育み、人々が恩恵を享受していることを理解し、適正な維持管理活動等に参加・協力する。
- ⑦ 地域の祭りや伝統行事等に参加して多様な地域文化の保存に努め、次世代に継承する。
- ⑧ 生物多様性に配慮したエコライフを実践する。
 - * 地産地消に努め、生物多様性に配慮して生産された農林水産物や旬の食材の活用
 - * エコマークやカーボンオフセット、マリン・エコラベルなどの環境に優しい商品の優先的な購入
 - * 公共交通の利用
 - * 3R（Reduce リデュース、Reuse リユース、Recycle リサイクル）など資源循環への取組

（２）事業所の取組

事業所は、自らの活動が社会経済活動の中で環境に深く関わっていることを認識し、事業活動に伴って発生する生物多様性への負荷を低減するために必要な措置を講じるなど、生物多様性の保全のための社会的責任を果たしていくことが期待されます。また、事業所には地域社会の一員として、生物多様性の保全活動に積極的に参加するなど、社会貢献活動（CSR）に積極的に取り組むことが求められています。

■ 取組事例

- ① 事業活動が生物多様性に与える影響を意識し、生物多様性の保全や持続可能な利用に配慮しながら活動する。
- ② 県や NPO 等民間団体が開催する生物多様性に関する研修会、地域の清掃活動、体験学習等に参加し、生物多様性の重要性を学ぶ。
- ③ 生物多様性の保全活動等に関する研修会を開催し、職員の理解を深める。
- ④ 社会貢献活動（CSR 活動）を通じた森・川・海などでの生物多様性の保全活動を行う。
- ⑤ 多様な森づくりや環境保全型農業、資源管理型漁業などによる生物多様性に配慮した生産活動を行う。
- ⑥ 原材料の調達や、商品・農林水産物の生産、流通、廃棄などあらゆる事業活動の局面において生物多様性保全に配慮する。
- ⑦ 土地開発を伴う事業活動に際しては、生態系に及ぼす影響についてリスクを把握したうえで方針を策定し、必要な対策を講じる。
- ⑧ 保有している土地や工場などにおいて、ビオトープの設置や緑化など、生物多様性の保全措置を講じる。
- ⑨ 事業活動に使用する食材については、地産地消に取り組み、地域資源の持続的な利用に貢献する。
- ⑩ 自然資源や地域固有の歴史・文化なども生物多様性の恩恵であることを理解し、事業活動において観光資源及び伝統文化の継承に取り組む。

（３）教育・研究機関の取組

教育・研究機関には、生物多様性に関する知見を広く教育・普及するとともに、環境保全活動を積極的に推進していくことが求められます。

小・中学校などの教育機関は、地域と連携しながら教育活動の全体を通じて環境教育に取り組み、高知県の生物多様性向上に貢献することが期待されます。また、大学や高等専門学校、植物園や動物園を含む博物館などの研究機関は、生物多様性の保全・利用に関する基礎研究の蓄積と、蓄積された情報や研究成果などを活かして、各主体に対する協力や支援、助言などを行うことが期待されます。

■ 取組事例

【教育機関】

◇学校教育

- ① 子どもの発達段階に応じた環境教育を実施する。
- ② 高知県の自然の豊かさを学ぶ自然体験・環境学習の機会づくりやプログラムを提供する。
- ③ 学校内におけるビオトープの設置及び利活用など、環境学習活動を推進する。

【研究機関】

- ① 科学的な自然環境データの収集・蓄積と県民への情報発信を行う。
- ② 多分野にわたる研究者や専門家間の交流を活性化し、国内外のネットワークを通じた連携の促進や情報の蓄積・共有・提供を行う。
- ③ 県民や事業所、NPO 等民間団体などによる、自然を保全・再生する活動や環境学習に対して、専門家としての助言や指導を行う。
- ④ 大学カリキュラムの導入を通して、生物多様性の保全に寄与できる人材を育成する。
- ⑤ 地域活動や地域の産業とのつながりを強化し、地域の多様な活動を支援する。

（４）NPO 等民間団体の取組

NPO 等民間団体には、地域特性に応じた生物多様性を保全するためのさまざまな活動の実践が期待されます。また、生物多様性の保全活動に係る各主体間の連携促進のための調整を図り、地域的な広がりのある活動の推進も求められます。

■ 取組事例

- ① 県民や事業所などの自然を保全・再生する活動や環境学習に対して、生物多様性の専門家としての助言や指導を行う。
- ② 地域固有の動植物の保全活動の実践や、広く県民の参加を促すプログラムを提案する。
- ③ 野生動植物の生息・生育状況の調査を行うなど、地域の生きものの情報を収集・整理する。
- ④ 自然観察会や保全活動、ワークショップなど、住民参加型のイベントを実施し、生物多様性の意識啓発と普及を図る。
- ⑤ 地域の自然・歴史・文化の魅力を伝えることのできるガイドを養成する。
- ⑥ 地域の活性化や地域コミュニティの再生に積極的に貢献する地域リーダーを養成する。

（５）市町村の取組

地域住民と最も深い関わりを持つ市町村は、地域の特性を踏まえた生物多様性保全に係る施策を各主体と連携しながら推進し、地域住民や事業所、NPO 等の取組に対する支援や助言を行うことが期待されます。

■ 取組事例

- ① 生物多様性の保全に関する施策を総合的・計画的に展開し、各主体の自主的な活動に対して支援・協力する。
- ② 生物多様性の視点を取り入れた各種行政計画の策定や、各種啓発事業・環境教育の充実など、地域の特性に応じた取組を推進する。
- ③ 生物多様性に関する取組の基礎となる自然環境や野生生物に関する情報を収集・提供する。
- ④ 市町村が管理する土地や施設における自然の保全・再生や、法・条例に基づく貴重な自然が残る区域を保全・管理する。
- ⑤ 生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を実施するさまざまな主体と協働し、支援を行う。